

第3部 毎月勤労統計調査特別調査結果の概要

(常用労働者 1人以上4人以下の事業所)

1 賃 金

(1) きまって支給する現金給与額

令和6年7月における常用労働者一人平均の月間きまって支給する現金給与額は187,272円で、性別では男252,854円、女142,775円となった。

これを産業別にみると、建設業273,887円、卸売業、小売業217,388円、製造業190,430円、学術研究、専門・技術サービス業189,072円、サービス業（他に分類されないもの）186,738円、医療、福祉184,782円、不動産業、物品賃貸業171,008円、生活関連サービス業、娯楽業143,038円、宿泊業、飲食サービス業104,043円となった。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上）

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間における常用労働者一人平均の賞与など特別に支払われた現金給与額は267,978円で、性別では男387,931円、女187,280円となった。

これを産業別にみると、建設業479,293円、医療、福祉361,550円、学術研究、専門・技術サービス業360,924円、不動産業、物品賃貸業312,666円、卸売業、小売業277,160円、サービス業（他に分類されないもの）231,169円、製造業213,774円、生活関連サービス業、娯楽業84,002円、宿泊業、飲食サービス業38,751円となった。

2 労働時間及び出勤日数

(1) 通常日1日の実労働時間数

令和6年7月における常用労働者一人平均の1日の実労働時間数は6.7時間で、性別では男7.5時間、女6.1時間となった。

これを産業別にみると、建設業7.6時間、製造業7.2時間、卸売業、小売業7.1時間、学術研究、専門・技術サービス業6.9時間、サービス業（他に分類されないもの）6.9時間、医療、福祉6.6時間、不動産業、物品賃貸業6.4時間、生活関連サービス業、娯楽業6.4時間、宿泊業、飲食サービス業5.3時間となった。

(2) 出勤日数

令和6年7月における常用労働者一人平均の月間出勤日数は19.4日で、性別では男20.8日、女18.4日となった。

これを産業別にみると、建設業21.2日、製造業20.8日、卸売業、小売業20.5日、サービス業（他に分類されないもの）20.3日、不動産業、物品賃貸業19.9日、生活関連サービス業、娯楽業19.6日、学術研究、専門・技術サービス業19.3日、医療、福祉19.2日、宿泊業、飲食サービス業16.2日となった。

3 雇 用

令和6年7月末現在の常用労働者数は13,364人で、性別では 男5,402人、女7,962人となった。

これを産業別にみると、卸売業、小売業2,918人、サービス業（他に分類されないもの）1,856人、宿泊業、飲食サービス業1,797人、医療、福祉1,299人、建設業1,154人、生活関連サービス業、娯楽業1,077人、学術研究、専門・技術サービス業756人、製造業627人、不動産業、物品賃貸業393人となった。

表－１ 特別調査による賃金、労働時間及び雇用の推移

調査産業計

	きまって支給する現金給与額	特別に支払われた現金給与額 (勤続１年以上)	１日の実労働時間数	出勤日数	常用労働者数	常用労働者数 (勤続１年以上)
	円	円	時間	日	人	人
平成27年	169,644	210,765	7.0	21.3	14,711	13,310
28年	174,318	228,769	7.1	21.1	13,610	12,356
29年	188,922	304,910	7.2	21.1	12,949	11,822
30年	186,595	273,781	7.1	20.8	13,036	12,140
令和元年	179,066	270,728	7.0	20.4	8,835	8,091
3年	178,252	234,137	6.9	20.3	10,280	9,633
4年	183,222	237,630	6.8	19.9	10,262	9,738
5年	185,011	277,243	6.7	19.5	13,535	12,534
6年	187,272	267,978	6.7	19.4	13,364	12,089

表－２ 産業、男女別の賃金、労働時間及び雇用

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額 (勤続１年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	187,272	252,854	142,775	267,978	387,931	187,280
建設業	273,887	293,056	188,838	479,293	541,491	216,452
製造業	190,430	243,464	101,018	213,774	290,689	86,959
卸売業，小売業	217,388	290,154	158,946	277,160	406,792	176,619
不動産業，物品賃貸業	171,008	205,746	139,584	312,666	413,426	215,229
学術研究，専門・技術サービス業	189,072	245,490	167,283	360,924	526,639	301,562
宿泊業，飲食サービス業	104,043	160,598	85,987	38,751	53,844	34,185
生活関連サービス業，娯楽業	143,038	176,782	132,359	84,002	236,746	36,102
医療，福祉	184,782	198,053	182,912	361,550	291,786	370,598
サービス業（他に分類されないもの）	186,738	237,366	138,500	231,169	326,230	139,546

	１日の実労働時間数			出勤日数		
	計	男	女	計	男	女
	時間	時間	時間	日	日	日
調査産業計	6.7	7.5	6.1	19.4	20.8	18.4
建設業	7.6	7.7	7.1	21.2	21.7	19.3
製造業	7.2	7.8	6.2	20.8	22.5	17.9
卸売業，小売業	7.1	7.9	6.6	20.5	21.8	19.5
不動産業，物品賃貸業	6.4	7.0	5.8	19.9	20.7	19.2
学術研究，専門・技術サービス業	6.9	7.9	6.6	19.3	20.4	19.0
宿泊業，飲食サービス業	5.3	6.4	5.0	16.2	17.0	16.0
生活関連サービス業，娯楽業	6.4	7.4	6.1	19.6	20.6	19.3
医療，福祉	6.6	6.3	6.6	19.2	16.0	19.6
サービス業（他に分類されないもの）	6.9	7.5	6.2	20.3	21.4	19.3

	常用労働者数			常用労働者数 (勤続１年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人
調査産業計	13,364	5,402	7,962	12,089	4,862	7,227
建設業	1,154	942	212	1,109	897	212
製造業	627	394	234	583	363	220
卸売業，小売業	2,918	1,300	1,618	2,742	1,198	1,545
不動産業，物品賃貸業	393	187	206	352	173	179
学術研究，専門・技術サービス業	756	211	545	695	183	512
宿泊業，飲食サービス業	1,797	435	1,362	1,579	367	1,212
生活関連サービス業，娯楽業	1,077	259	818	930	222	708
医療，福祉	1,299	160	1,139	1,194	137	1,057
サービス業（他に分類されないもの）	1,856	906	950	1,576	773	802

※令和2年は調査を実施していない。

※秘匿事項に係る産業については、記載していない。

毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和6年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間）の状況について、令和6年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

厚生労働省—都道府県—調査員—報告者

(7) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として「小規模事業所勤労統計調査」を実施している。なお、「小規模事業所勤労統計調査」の結果は、厚生労働省のホームページ等に掲載している。

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>)

(8) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

オ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。